令和5年7月14日からの豪雨被害の被災者のみなさまへ

~秋田市賃貸型応急住宅のご案内~

対象になる方(概要)

次のいずれかに該当する方で、自らの資力では災害時に居住していた住宅での居住が当面困難な方

災害時に秋田市の 区域に居住する方

- (1) 被災住宅が床上浸水となり、被災住宅の2階、避難所、親戚宅等に一時滞在するなど、現に住宅の確保に困窮していることが明らかな方であり、かつ、申込者又は同居しようとする方が65歳以上の高齢者又は障がい者である方
- (2) 地すべり等により被災住宅が被害を受けた方又は二次災害等により被災住宅に被害を受けるおそれがある方

※災害救助法に基づく応急修理制度との併用はできません。

民間賃貸住宅の条件 ※申込者ご自身で、条件にあった物件を探していただきます。

次の(1)、(2)のいずれかにも該当する県内の住宅となります。

- (1) 耐震性が確保された住宅(次のいずれかに該当すること)
 - ・昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす住宅
 - ・耐震診断、耐震補強等により耐震性が確認された住宅
- (2) 家賃 2人以下の世帯:月額6万円以内、3人~4人の世帯:月額7万5千円以内 5人以上の世帯:月額9万円以内

市が負担する経費

- 毎月の家賃、礼金(家賃1ヶ月分以内)、退去修繕負担金(家賃2ヶ月分以内)
- 諸経費:仲介手数料(家賃の0.55ヶ月分以内)、損害保険料(市が包括契約で加入)、共益費、 入居時負担金(鍵の交換等に係る費用)
- 入居者にご負担いただく費用 光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、 駐車場料金(家賃に含まれている場合は市が負担)、自治会費など

入居期間

入居時から6か月以内

問い合わせ

○制度について

秋田市都市整備部住宅整備課 賃貸型応急住宅相談窓口 TEL:018-888-5773

○物件について

次の協力不動産事業者の一覧を住宅整備課窓口に設置および秋田市ホームページ【秋田市賃貸型 応急住宅制度(市単独事業)について】に掲載しております。

URL: https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1039651.html

- ① (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 ③(公社)秋田県宅地建物取引業協会
- ② (公社)全日本不動産協会秋田県本部

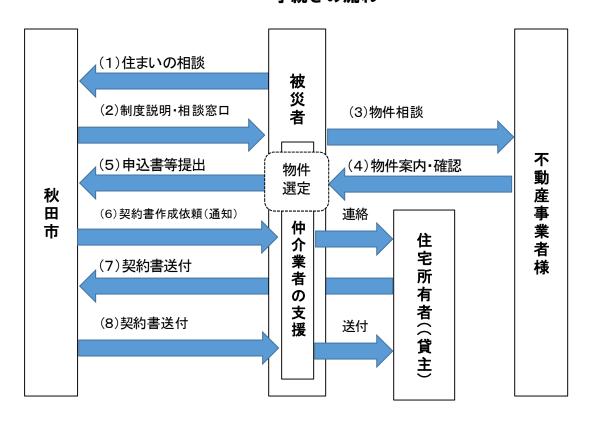
その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、市が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 市が借り上げた住宅から一旦退去されますと、原則、その後は対象となりません。
- ④ 市が借り上げる住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

秋田市賃貸型応急住宅の入居手続きの流れ

秋田市、貸主、被災者(入居予定者)の三者契約となります。

民間賃貸住宅提供に係る 手続きの流れ



令和5年7月14日からの豪雨災害による被災者に対する		
民間賃貸住宅の借上げ対象となる経費		
経費の区分	負担区分	備 考
家賃の条件	市	・2人以下の世帯 月額6万円以内 ・3人〜4人の世帯 月額7万5千円以内 ・5人以上の世帯 月額9万円以内
		※上記の家賃の民間賃貸住宅に限ります(それ以外は、秋田市賃 貸型応急住宅の対象外です。)。
退去修繕負担金	市	家賃の2ヶ月分以内。これを超える修繕費については、入居者の負担となります。
礼金	市	家賃の 1 ヶ月分以内。契約締結後、市が家主等に支払います。
仲 介 手 数 料	市	家賃の 0.55 ヶ月分以内。契約締結後、市が仲介業者に支払います。
共 益 費	市	実額
入居時鍵等交換費	市	同上
損害保険料	市	市が包括契約により加入します。
光熱水費	入居者	入居者の負担となります。
駐 車 場	入居者	同上。ただし、家賃に含まれている場合は、市が負担します。

[※] 上記経費で市が負担することとなるものについては、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。